

2006年1月 日

麴町税政連だより

(第30号) 発行人 麴町税理士政治連盟

会 長 太田 伸弥

幹 事 長 紙谷 洋一

広報委員長 喜多 葉子

【新年のご挨拶】

平成十八年の年頭にあたり、謹んで新春をお祝い申し上げますとともに、麴町税政連会員各位のご健勝とご多祥並びに事業の益々のご繁栄をお祈り申し上げます。

昨年六月に麴町税政連会長に就任して以来、微力ながら会務運営をさせていただきます。皆様の旧年中の温かいご支援等に対し、心より感謝申しあげますとともに本年も変わらぬお力添えを賜ります様、お願い申し上げます

世の中は、株価が1万6000円を超え、設備投資も堅調となり、景気は回復傾向にあるようです。また、地価も地域によってはミニバブルの様相を耳にするようになってまいりました。これらを受け、全体として本年は明るい年になるものと期待しております。

また、昨年は税政連にとりまして、予想を覆す形で衆議院解散総選挙が行われました。会員の皆様には、ご多忙のなか多大なるご協力を賜り、当初の成果あげることができました。誠にありがとうございました。

さて、選挙結果は郵政民営化を旗印とした政府与党の圧勝に終わりましたが、その結果として政府与党が我々の大事な関与先企業に不利益となる税制改正を行おうとしています。

ご高承のとおり昨年末に自由民主党の平成18年度税制改正大綱が公表され、そのなかで「特定の同族会社の業務を主宰する役員に対して支給する報酬のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は損金の額に算入しない。」とする規定が盛り込まれております。

財務省は、会社法の改正により、一人会社が可能となることや最低資本金規制が撤廃されること等により法人設立が一層容易になることを強調したうえで、法人形態をとった場合においては、法人段階で役員報酬を損金算入した上で、さらにオーナー段階で給与所得控除が適用されることとなり、これは「経費の二重控除」による課税ベースの剥落であるとの説明を行っております。しかし、その実態は歳入確保のために中小企業を狙い打ちした増税案であって、到底受け入れられるものではありません。

そもそも 1 円会社や一人会社といった会社法改正の意図は、会社法制上、起業の意欲を高めようとして制定されたものであります。にもかかわらず今回の案は税制の面からこれにブレーキを掛けるという極めて不適切な一貫性の無い政策と言えますし、給与所得控除という所得税の根幹ともなる大問題を法人税課税に取り込むという小手先の手段は、国民的な議論が全くなされていない中で暴走であって選挙に大勝した小泉内閣の大罪とも言えましょう。

税制が社会の実情にあわなくなつたのであれば根本的な税の体系の見直しと歳出の見直しこそ行うべきであると考えます。そしてなりより公開の場での議論こそ一番必要なことでもあります。

この改正には日本税理士政治連盟、東京税理士政治連盟ともに断固反対しております。私も麴町税政連代表として 12 月 26 日に東京都第一選挙区の単位税政連会長とともに与謝野馨経済財政担当大臣を訪問し、当該制定に反対する旨の陳情を行いました。

税政連は各種中小企業団体と連携して世論を盛り上げ、このような同族中小企業を狙い撃ちした改正に断固反対し、国会の場でこの改正を阻止する運動を今年も展開して行きます。

麴町税政連はこれからも皆様のご意見を頂戴しながら、活動を展開して参りたいと思っております。本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

【報告事項】～平成 17 年 9 月から 12 月まで～

《活動報告》

- 17. 11. 15 東京税理士会館において開催された「海江田万里勉強会」に太田会長、紙谷幹事長ほか役員が出席した。
- 17. 11. 16 スクワール麴町において開催された「与謝野馨国務大臣の国政報告会」に太田会長ほか多数の役員が出席した。
- 17. 11. 22 自由民主党本部において開催された朝飯懇談会に太田会長、鈴木名誉会長ほか多数の役員が出席した。
- 17. 12. 26 平成 18 年度税制改正大綱に対する陳情を与謝野馨国務大臣に対して行った。

《会議等報告》

- 17. 09. 21 東税政の定期大会に選出代議員が出席した。
- 17. 10. 25 税理士法人連絡会議にオブザーバーとして出席した。

【あしがき】

会長挨拶にありますように、昨年未、自民党（与党）の平成 18 年度税制改正大綱が公表されました。

そこで、一昨年同様の損益通算問題と同様の手法によって財務省より密かに提出された「特定同族会社の役員報酬の損金算入制限規定」が大綱に盛り込まれてしまいました。

しかも当初、引き換えの筈であった「同族会社の留保金課税規定」は廃止されず、存続（一部控除の拡充はありましたが法律は存続します。）したままです。

これでは（特に業績優秀な）同族・中小企業にとっては課税強化という往復ビンタ以外の何者でもありません。

この改正案が施行された場合、わが国の経済活動の中心的存在である同族・中小企業に対して看過できない影響が生ずることになります。年末に東京税理士会の関係役員に対して行った緊急アンケートにおいて、下記のような数値が算出されております。（アンケート総回答件数 4 1 7 件）

<どの程度の法人数に影響がでるか？>

- ◆ 全関与先法人の 20%～50%の法人が影響を受けるという回答が一番多かった。

我が国の中小法人の数は約 240 万社といわれているが、当局は今回の案によって該当する既存会社を約 5 万社と説明をしており、更に新会社法施行により「法人成り」を使った一部の節税目的法人を封じるための法改正としている。しかし、その影響は、健全な経営を行っている法人に対しても起こることをアンケートは示している。すなわち、少なくとも 48 万社が影響を受けることになるものと想定される。

<増税額は？>

- ◆ アンケートによる増税額は 1 社当たり 79 万円強である。

このような改正案が事前の協議も無いままに、事業者に対し提示されることは、国民に対する説明責任を放棄するものであり、納税者の理解は到底得られない。

更に一度、法案が可決された場合、その範囲が拡充される事は過去の例を考えれば明白であります。税理士会及び税政連は、上記の事実を今後もアンケートなどによる数値を提示することにより、反対運動を継続していきます。

会員各位におかれましては、知己の地元選出国會議員・中小企業関係団体及びマスコミ等に「特定の同族会社の役員に対する報酬の損金算入制限規定」の創設に反対の働きかけを是非ともお願いいたします。

税政連は 税理士の 税理士による 税理士及び納税者のための政治団体です。

<http://ctz-koji.hp.infoseek.co.jp/>